

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2020年第6回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和2年6月25日(木)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時10分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：10人)		(欠席人数：7人)	
		1	川鍋 信一	6	高橋 公彦
		2	齋藤 千松	7	萩原 勝
		3	鈴木 宏	8	星野 治三郎
		4	水口 健二	9	渡邊 幸夫
		5	小川 利雄	12	横井 貞夫
		10	山崎 勇喜	13	折原 みち子
		11	伊藤 弘子	14	前島 喜一
		16	内田 高由	15	(欠番)
		17	小久保 静夫	19	(欠番)
	18	市川 大倫			
	事務局	(出席人数：5人)			
		農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行	
		農地振興担当主幹 前島 清史		農地振興担当主査 中澤 ますみ	
		農地振興担当主事 加藤 祐一			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		議案第1号農地法第3条(委員会)：公開 議案第2号農地法第4条(知事)：公開 議案第3号農地法第5条(知事)：公開 議案第4号租税特別措置法適格者証明：公開 議案第5号春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開 議案第6号令和3年度県農地利用最適化施策に関する意見の提出に対する意見等報告書：公開 議案第7号令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について：公開 議案第8号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について：公開			

一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：	
配布資料	次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	10	山崎 勇喜
	11	伊藤 弘子
	16	内田 高由

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から2020年第6回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員10名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。なお、推進委員につきましては、現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>運営委員会を</p> <p>(1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（回答）（6月議案分）について、書面の配布をもって行いました。なお、「春日部市農用地利用集積計画の決定について」の申請番号40番については、春日部市長より春日部市農用地利用集積計画案の再提出があったため、40番を除いて審議しました。</p>
議長	<p>それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案4件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）」1議案3件</p> <p>日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）」1議案3件</p> <p>日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明」1議案3件</p> <p>日程5 議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>日程6 議案第6号「令和3年度県農地利用最適化施策に関する意見の提出に対する意見等報告書」</p> <p>日程7 議案第7号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」</p> <p>日程8 議案第8号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」の合計8議案となります。</p> <p>なお、日程1「農地法第3条（委員会）」の申請番号20番については、取下げのため欠番となります。日程3「農地法第5条（知事）」の申請番号27番については、議案書送付後に取下げとなったため、議案書からは削除をお願いし、欠番となります。日程5「春日部市農用地利用集積計画の決定について」の申請番号40番については、春日部市長より春日部市農用地利用集積計画案の再提出があったため、議案書からは削除をお願いし、欠番となります。</p> <p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたし</p>

ます。それでは議席番号10番山崎勇喜委員、11番伊藤弘子委員、16番内田高由員を指名いたします。

議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

それでは、議事にはいります。日程1議案第1号「農地法第3条(委員会)」を議題といたします。申請番号16番から19番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号「農地法第3条(委員会)」について、申請が4件あったので、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。

申請番号16番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号17番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号18番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、世帯内の贈与です。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号19番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号16番から19番について、事務局より、推進

事務局	<p>委員に代わり報告を求めます。</p> <p>推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号16番、18番、19番について、岡田推進委員より、長谷川推進委員と萩原農業委員と同行して令和2年6月11日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p> <p>次に、申請番号17番について、横川推進委員より、前島農業委員と同行して令和2年6月13日申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番川鍋信一委員より申請番号16番から19番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号16番から19番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けたことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>
委員	<p>議席番号18番市川です。申請番号16番、19番について質問します。スクリーン上に申請地を示していただきたい。また、申請番号19番の写真はいつ頃撮ったものですか。</p>
事務局	<p>(申請地を示す) 写真については、代理人によりますと、4月の半ばに撮った写真です。</p>
議長	<p>ほかに質問はありますか。</p>
委員	<p>議席番号17番小久保です。申請番号18番について質問します。譲渡人と譲受人の経営面積が同じですが、親子ですか。</p>
事務局	<p>同一世帯の父子間の贈与のため、経営面積は同じです。昨年及び1昨年についても、同様に贈与の手続きをしている方になります。</p>

議長	<p>ほかに質問はありますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号16番から19番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」について申請番号16番から19番を許可と決しました。</p> <p>次に、日程2議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。申請番号7番から9番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第4条(知事)」について、許可申請が3件あったので、審議を求める。議案書の2頁をご覧ください。</p> <p>申請番号7番について申請理由は、申請人は、運送業を営んでいる企業に駐車場を貸しております。この企業が駐車場が手狭なこと、また、市外にある駐車場を解約し、この地に駐車場を集約し効率を図りたい旨の要望を受けたものです。案内図9頁、詳細図10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地区域からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除としてブロック塀を設置します。資金については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請地周辺は、集团的農地が10ヘクタール未満であり、農地区分は第2種農地と考えます。</p> <p>次に、申請番号8番について、令和2年4月及び5月に申請がありましたが、申請人の都合により取り下げをして、再申請となります。転用計画は、自己用住宅を建築するため市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図11頁、詳細図12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、くみとり排水槽で処理します。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。</p> <p>次に、申請番号9番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため</p>

市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図13頁、詳細図14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排出します。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号7番から9番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号7番について、川鍋農業委員より、島田推進委員に代わりまして、川鍋農業委員と島田推進委員が令和2年6月13日申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

次に、申請番号8番について、岡田推進委員より、長谷川推進委員と萩原農業委員と同行して令和2年6月11日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

次に、申請番号9番について、横川推進委員より、前島農業委員と同行して令和2年6月13日申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、申請地以外の農地につきましては、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。しかし、申請地については、耕作地に擁壁及びフェンスの構造物が設置されています。擁壁については高低差があるため土砂の流失を防ぐためにやむを得ないと考えますが、フェンスがあることで事前着工の可能性があると考えます。また、申請地の一部に刈り取られた草や残材が置かれていたため、問題ありと報告を受けました。以上の事から問題ありと報告がありました。

議長

次に議席番号3番鈴木宏委員より申請番号7番から9番の事前審査の報告を求めます。

委員	<p>申請番号7番、8番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けたことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。</p> <p>次に、申請番号9番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地については、擁壁及びフェンスの構造物が設置されていて、擁壁については高低差があるため土砂の流失を防ぐためにやむを得ないが、フェンスがあることで事前着工の可能性があること。また、申請地の一部に刈り取られた草や残材が置かれていたため、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないため、問題ありと報告を受けました。このため、現地調査を実施し状況を確認したところ、申請地の構造物については、高低差が激しく、隣地との関係からやむを得ないものと考え、また、草や残材については、事務局から代理人に指導したところ、撤去されたため、当該申請については、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。ただし、埼玉県の審査にあたっては、申請地内に構造物がある旨の意見を付すこととしました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>
議長	<p>(なしの声あり)</p> <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号9番について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号7番、8番と、申請番号9番を別に審議することに異議ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。採決にはいります。議案第2号「農地法第4条(知事)」申請番号7番、8番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
議長	<p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条(知事)」申請番号7番、8番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号9番について、許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
議長	<p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条(知事)」申請番号9番を許可相当と決しました。ただし、意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程3議案第3号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。</p>

	<p>申請番号 24 番から 26 番について、事務局より説明を求めます。</p> <p>事務局 議案第 3 号「農地法第 5 条（知事）」について、許可申請が 3 件あったので、審議を求める。議案書の 3 頁をご覧ください。</p> <p>申請番号 24 番について、申請法人は太陽光の発電事業等を営んでいます。令和元年 12 月 3 日付で、太陽光発電設備の設置の申請をし、埼玉県に進達しましたが、県からの指導により、通路部分 48 m²を追加して太陽光発電設備の設置のため再申請となります。案内図は 15 頁、詳細図 16 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置として、フェンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金については、自己資金として残高証明書及び融資資金として融資証明書が添付されています。申請書は整い、申請地周辺は、集団的農地が 10 ヘクタール未満であり第 2 種農地と考えられます。</p> <p>次に、申請番号 25 番について、転用計画は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。使用借人は個人事業主です。改良後はハウレンソウ・大豆等を作付けする計画です。案内図は 17 頁、詳細図は 18 頁から 22 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から 6 か月です。農用地の利用については、除外証明書が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。申請書は整っております。</p> <p>次に、申請番号 26 番について、申請番号 25 番の農地改良工事のための土砂の搬入を行うための一時転用です。案内図は 23 頁、詳細図は 24 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から 6 か月です。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。こちらは、令和 2 年 1 月 10 日に農地改良の許可が下り、令和 2 年 4 月に農地改良等完了報告書が提出されました。代理人に確認したところ、その後、申請番号 25 番の改良の相談を受けたことにより、作付け計画通りに作付けを行っていないとのことです。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、申請番号 25 番、26 番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号 25 番、26 番について、川鍋農業委員より、島田推進委員に代わりまして、川鍋農業委員と島田推進委員が令和 2 年 6 月 13 日申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上</p>

	<p>の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p>
議長	<p>次に、議席番号4番水口健二委員より申請番号24番から26番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号24番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員5人で合議により許可相当とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号25番、26番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けたことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>
委員	<p>議席番号18番市川です。申請番号26番について、質問します。工事用仮設通路の一時転用申請ですが、申請地全体を利用する必要性はあるのですか。</p>
事務局	<p>代理人の説明によりますと、申請地の中央部分を通路とし、両脇は従業員の駐車場や残土置場として使用します。また、通路は頻繁にダンプが通行するため耕作上の安全性を考慮し、申請地全体を利用する計画です。</p>
議長	<p>ほかに質問はありますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号21番、22番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号24番から26番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、日程4議案第4号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号5番から7番について、事務局より説明を求めます。</p>

事務局

議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」、申請が3件あったので、審議を求める。議案書5頁をご覧ください。

租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税（贈与税）納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。

申請番号5番について、案内図は30頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は300日です。

次に、申請番号6番について、案内図は31頁及びスクリーンをご覧ください。新規申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が引き続き農業経営いたします。申請者が経営主です。申請地については、農業基盤強化促進法にて利用権を結んでいましたが、被相続人が死亡したため、特定貸付けを行っています。

次に、申請番号7番について、案内図は32頁及びスクリーンをご覧ください。新規申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が引き続き農業経営いたします。申請者が経営主で年間従事日数は330日です。

議長

次に、申請番号5番から7番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

申請番号5番について、小川推進委員より、齋藤農業委員会長と濱野推進委員と同行して令和2年6月2日申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。次に、申請番号6番について、新井推進委員より、令和2年6月11日申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

次に、申請番号7番について、野村推進委員より、齋藤農業委員会長と折原農業委員と事務局職員同行して令和2年6月11日申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしと

	報告がありました。
議長	次に、議席番号4番水口健二委員より申請番号5番から7番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号5番から7番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたとの報告を受けたことから、事前審査委員5人で合議により原案のとおり証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。 申請番号5番から7番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第4号「租税特別措置法適格者証明」申請番号5番から7番について証明書を発行することと決しました。 次に、日程5議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」議案書10頁をご覧ください。春日部市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農地利集積計画の案について決定を求められたため、審議を求めらるるものです。5月の全員協議会で資料を配布し、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。よって、別紙の案のとおり回答してよいか審議願います。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。 議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定しました。 次に、日程6議案第6号「令和3年度県農地利最適化施策に関する意見の提出に対する意見等報告書」を議題といたします。事務局より説明を求め

	ます。
事務局	議案第 6 号「令和 3 年度県農地利用最適化施策に関する意見の提出に対する意見等報告書」について、議案書 18 頁をご覧ください。令和 3 年度県農地利用最適化施策に関する意見について、農業委員及び推進委員に意見の聴取を依頼し、その意見をふまえ、一般社団法人埼玉県農業会議あて意見を報告するものです。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 6 号「令和 3 年度県農地利用最適化施策に関する意見の提出に対する意見等報告書」を決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 6 号「令和 3 年度県農地利用最適化施策に関する意見の提出に対する意見等報告書」を決定しました。 次に、日程 7 議案第 7 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第 7 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」について、議案書 22 頁をご覧ください。5 月の全員協議会で資料を配布し、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。提案理由といたしましては、農業委員会等に関する法律第 37 条で定める農業委員会における事務の実施状況についての情報を公表するものです。農業委員会の状況、担い手への農地の利用集積集約化、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、遊休農地に関する措置に関する評価、違反転用への適正な対応、農地法等による点検、その他地域農業者からの要望・意見・対処内容、事務の実施状況の公表です。数値は農林業センサスに基づき記載しています。農業経営者については、定期的な報告に基づき記載しています。6 月末日までにホームページで公表します。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号 18 番市川です。23 頁にある「基本構想水準到達者」とはどのような農業者ですか。
事務局	認定農業者は、市の基本構想で示された農業経営に向け、農業経営改善計画を作成し認定を受けたものです。基本構想水準到達者とは、市の基本構想で示された年間農業所得 560 万円程度、農業従事者の一人あたり年間労働

時間 1800 時間程度の農業者となります。

議長

質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 7 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第 7 号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を決定しました。

次に、日程 8 議案第 8 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 8 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」について、議案書 31 頁をご覧ください。5 月の全員協議会で資料を配布し、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。提案理由といたしましては、農業委員会等に関する法律第 37 条で定める農業委員会における事務の実施状況についての情報を公表するものです。活動計画について、概要は農林業センサスに基づき記入しています。今年度の指針をもとに、現状・課題の目標面積を計画しました。なお、32 頁の農業委員会の現在の体制について、認定農業者数を 14 人から 13 人に修正をお願いします。6 月末日までにホームページで公表します。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(なしの声あり)

議長

質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 8 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を決定することに賛成の委員の起立を求めます。なお、議案第 7 号及び 8 号については、市ホームページに公開し、一般社団法人埼玉県農業会議あて報告します。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第 8 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を決定しました。

次に、日程 9 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動)」

日程 10 報告第 2 号「農地法第 4 条 (届出)」

日程 11 報告第 3 号「農地法第 5 条 (届出)」

日程 12 報告第 4 号「農地法第 18 条 (通知)」

日程 13 報告第 5 号「農地法第 3 条 (取下願)」

日程 14 報告第 6 号「農地法第 4 条 (取下願)」

日程 15 報告第 7 号「違反転用事案報告」につきましては、議案書の 35 頁から 45 頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。

事務局	<p>次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが、何かありますか。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 農業振興課からの報告事項について、今年度の第45階農業祭については、新型コロナウイルス感染症に対する安全面を最優先に検討し田結果、中止になりました。また、8月下旬の梨のPRイベントも同様に中止になりました。(2) 8月総会の会場及び9月事前審査の日程変更の事務連絡を配布しました。(3) 農地パトロールについての事務連絡を配布しました。(4) 農業委員の募集が6月22日から、推進委員の募集が6月29日から始まります。(5) 利用状況調査について、7月6日に発送予定です。 以上連絡事項となります。
議長	<p>次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。</p> <p>本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2020年第6回総会を閉会いたします。</p> <p>閉会（午前11時10分）</p>

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 _____ 会長

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番